

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 11 月 7 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、実施機関が平成 23 年 11 月 2 日に発表した「公用の郵便切手 40 万 8020 円相当を金券ショップで換金し、私的に流用した健康福祉局の非常勤職員を免職にした事実」に関する内容が記載されている文書として、①発表に関する決裁文書、②発表の際の質疑応答を記録した文書、③担当する業務に必要という理由で不正に受領した郵便切手のそれぞれの実績（受領年月日・その年月日ごとに受領した郵便切手の額、郵送先ごとの普通郵便や特定記録などの郵送区分の内訳）（以下「別件請求文書 1」という。）及び④上記③の特定記録などの郵送区分を判断することについて、職場の上司が承認した事実が確認できる文書（以下「別件請求文書 2」という。）の開示の請求（以下「別件請求」という。）をした。

あわせて、広島県の特定の部署は、開示決定等に関する文書の郵送区分を特定記録（郵送取扱い変更前は配達記録）としているが、その一方で、普通郵便で郵送する部署も多数存在することから、開示決定等に関する文書の郵送区分の選択が担当者（非常勤職員も含む）によって恣意的に決定されていることで公費が浪費されているという疑義があり、さらに、公費が不正に流用されていることも想定されるため、次の部署が発送した開示決定等に関する文書にかかるそれぞれの実績（発送日・発送された郵便物ごとに必要となった郵便料金『切手を使用した場合はその種別と金額』、その郵便物ごとの特定記録などの郵送区分）、その特定記録などの郵送区分を判断することについて、それを承認した事実が確認できる文書（いずれについても、開示決定等の通知書のみ限定することなく、審査会への諮問通知のほか答申書や決定書などの郵送記録についても開示請求の対象とする。）（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。なお、対象とする部署は、①西部建設事務所東広島支所、②土木局道路河川管理課、③土木局砂防課、④総務局総務課及び⑤総務局広報広聴課行政情報室とし、それぞれの対象期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日までに発送した開示決定等に関する文書としている。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 23 年 11 月 9 日付け総務第 114 号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成23年12月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求の対象とした部署（①西部建設事務所東広島支所，②土木局道路河川管理課，③土木局砂防課，④総務局総務課及び⑤総務局広報広聴課行政情報室）に関する「その部署が発送した開示決定等に関する文書にかかるそれぞれの実績（発送日・発送された郵便物ごとに必要となった郵便料金『切手を使用した場合はその種別と金額』，その郵便物ごとの特定記録などの郵送区分），その特定記録などの郵送区分を判断することについて，それを承認した事実が確認できる文書」の全てについて「作成又は取得していない」という理由をもって開示しなかったものである。

以上のことは、不正の事実とその背景や責任の所在をうやむやにしようとする画策しているものであることから、健康福祉局の担当業務以外の西部建設事務所東広島支所等の担当業務では、その部署が発送した開示決定等に関する文書にかかる発送日・発送された郵便物ごとに必要となった郵便料金『切手を使用した場合はその種別と金額』，その郵便物ごとの特定記録などの郵送区分の内訳を含めて本件請求文書が存在しないというのは不自然であり、本来は当然に存在すると思料される本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書について

当実施機関は、本件請求における「開示決定等に関する文書にかかるそれぞれの実績」について、異議申立人が、その前提として、郵便切手の私的流用を理由とする免職事案や、文書の郵送区分の恣意的な決定により公費が浪費されているとの自らの疑義を列挙していることから、当該「実績」とは、開示決定等に関する文書を郵送する際の郵便料金の実績を指すものと解した。その上で、本件請求は、郵送の際の郵便料金の実績に関連し、郵便料金のほかに、文書の発送日、郵送区分及び郵送区分を判断

することについて承認した事実が確認できる文書を求めるものであると判断した。

当実施機関においては、同機関内の部署である総務課（以下単に「総務課」という。）が広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）第2条において、本庁における文書取扱課として定められ、同規程第32条において、「決裁文書を郵送、信書便、宅配便又は逕送により施行するときは、休庁日及び執務時間外を除き、文書取扱課において取りまとめて行うものとする。」と規定されており、本庁における郵送等による文書の施行の取りまとめ及び郵便料金の支払いを行っている。

2 本件請求文書の不存在について

総務課では「逕送室」において、本庁（本件請求の対象部署となっている、知事部局内の道路河川管理課、砂防課、総務課、広報広聴課行政情報室が相当する。）における文書の全てについて、仕分け、集計、県庁内郵便局への持ち込み及び宅配業者への引渡しを行っている。

文書を郵送しようとする各所属の担当者は、宛名を記入した封入済みの文書に、「文書等発送確認票（普通文書用）」を添付して逕送室に提出し、逕送室においては、封入済み文書と文書等発送確認票の記載事項が一致しているかどうかを確認した後、文書と文書等発送確認票を分離し、文書は郵便局へ持ち込み、文書等発送確認票は発送日別に保管することとしている。

なお、書留や特定記録等の特殊扱いにより文書を発送する場合は、「『特殊扱い』とする文書等の発送基準」に基づき、各所属において、文書等の内容又は重要性を考慮し、必要な方法を選択した後、「文書等発送確認票（特殊文書用）」を添付する。

文書等発送確認票には、発送日、所属、担当者のほか、発送種別及び通数が記載されているため、これによって、郵便料金を推測することはできるが、文書の送付先や内容については記載されていないため、開示決定等に関する文書を送付した際の文書等発送確認票を特定し、当該文書に係る郵便料金の実績を確認することは不可能である。

さらに、逕送室から文書を郵便局に持ち込む際は、「料金後納郵便差出票」を作成することとしているが、発送種別及び重量別に、実施機関の本庁各局の通数が取りまとめられているのみであるから、これから、開示決定等に関する文書に係る通数及び郵便料金の実績を確認することは不可能である。

また、総務課が郵便局へ郵便料金を支払う際の内訳としては、月ごとに実施機関の本庁各局別の負担額を計算しているのみであって、開示決定等に関する文書に係る郵便料金の実績が判別できるものではない。

なお、西部建設事務所東広島支所から郵送される文書については、西部総務事務所東広島支所において取りまとめられ、郵送されているが、同支所においては、月別に事務所ごとの郵便料金を集計しているのみであって、開示決定等に関する文書に係る郵便料金の実績を確認することは不可能である。

以上のとおり、本庁及び西部建設事務所東広島支所では、各部署が発送する文書ご

とに郵便料金の実績を把握することにはなっていないため、本件請求の対象となっている部署に係る、開示決定等に関する文書に係る郵便料金及びそれに付随する発送日及び郵便区分、そして、当該郵便区分を判断することについて承認した事実が確認できる文書は存在しない。

よって、本件請求文書を不存在とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

実施機関は、異議申立人が、本件請求の前提として、郵便切手の私的流用を理由とする免職事案や、文書の郵送区分の恣意的な決定により公費が浪費されているとの自らの疑義を列挙していることから、本件請求における「開示決定等に関する文書にかかるそれぞれの実績」とは、開示決定等に関する文書を郵送する際の郵便料金の実績を指すものと解し、その上で、本件請求は、郵送の際の郵便料金の実績に関連し、郵便料金のほかに、文書の発送日、郵送区分及び郵便区分を判断することについて承認した事実が確認できる文書を求めるものであると判断したと説明している。

しかしながら、異議申立人は別件請求において、別件請求文書1及び別件請求文書2を請求しているのであって、本件請求の趣旨からみれば、本件請求文書は、開示決定等に関する文書を郵送する際の郵便料金が、文書の発送日及び郵便区分ごとに確認できる文書（以下「本件請求文書1」という。）及び開示決定等に関する文書に係る郵便区分を判断することについて、それを承認した事実が確認できる文書（以下「本件請求文書2」という。）と捉えて特定すべきである。

2 本件処分の妥当性について

本件請求は、上記1のとおり、本件請求文書1及び本件請求文書2に係る請求と捉えるべきであるので、以下、その存否について検討する。

(1) 本件請求文書1について

ア 広島県文書等管理規程第2条では、本庁にあっては総務課が、地方機関にあっては庶務事務を取り扱う課(略)がそれぞれ文書取扱課として定められ、同規程第32条の規定により、本庁及び地方機関における郵送等による文書の施行の取りまとめ及び郵便料金の支払いを行っている。そして、本庁では、「逋送室」において、本庁における文書の全てについて、仕分け、集計、県庁内郵便局への持ち込み及び宅配業者への引渡しを行っていることが確認できる。

イ 実施機関は、文書を郵送しようとする各所属の担当者が封入済みの文書とともに逋送室に持ち込む「文書等発送確認票」には、文書の送付先や内容は記載されておらず、開示決定等に関する文書を送付した際の文書等発送確認票を特定し、当該文書に係る郵便料金の実績を確認することは不可能である旨説明する。

当審査会において、総務課が作成した「文書発送ガイドブック」(平成22年度版)を見分すると、文書を郵送しようとする各所属の担当者は、郵送しようとする

文書に、「文書等発送確認票（普通文書用）」又は「文書等発送確認票（特殊文書用）」を添付して逡送室に持参等することとされている。

また、当該「文書等発送確認票（普通文書用）」又は「文書等発送確認票（特殊文書用）」には、発送日、所属、担当者のほか、発送種別及び通数が記載されているものの、文書の送付先や内容は記載されていないため、実施機関が説明するように、開示決定等に関する文書を送付した際の文書等発送確認票を特定し、当該文書に係る郵便料金の実績を確認することは不可能であると認められる。

ウ さらに、実施機関は、逡送室から文書を郵便局に持ち込む際に作成する「料金後納郵便差出票」や総務課が郵便局へ郵便料金を支払う際の内訳では、開示決定等に関する文書に係る通数及び郵便料金の実績を確認することは不可能である旨説明するが、当審査会において、これらの帳票を確認したところ、実施機関が説明するように、「料金後納郵便差出票」の記載内容や、郵便局へ郵便料金を支払う際の内訳からは、開示決定等に関する文書に係る郵便料金の実績を判別することはできないと認められる。

エ 地方機関である西部建設事務所東広島支所から郵送される文書については、西部総務事務所東広島支所で取りまとめられ、郵送されているが、同所においても、月別に事務所ごとの郵便料金を集計しているだけであり、本庁と同様に、開示決定等に関する文書に係る郵便料金の実績を判別することは不可能であると認められる。

オ これらを踏まえると、本件請求の対象となっている部署の開示決定等に関する文書に係る郵便料金及びそれに付随する発送日及び郵便区分が確認できる文書は存在しないとの実施機関の説明は、不自然・不合理ではない。

(2) 本件請求文書2について

文書の郵送区分の取扱いについて実施機関に確認したところ、特殊扱いとする文書等の発送については、総務課が作成した「文書発送ガイドブック」というマニュアルの中で、『「特殊扱い」とする文書等の発送基準』を記載しているものの、発送する文書の内容や重要性等を考慮して、各担当部署において、その都度、書留、簡易書留、配達証明、特定記録、速達などのうち真に必要な発送方法を選択することとしているとのことであった。

そうすると、実施機関において、本件請求の対象となる部署において開示決定等に関する文書を郵送した際の起案文書等(以下単に「起案文書等」という。)を含めて、本件請求文書2を再度特定し、改めて開示可否を決定すべきであると認められる。

しかしながら、当審査会において、本件請求の対象となる部署に対し、本件請求文書2を探索させたところ、いずれの部署においても、起案文書等には特定記録などの郵送区分を判断する理由や根拠は記載されておらず、本件請求文書2の存在は確認できなかった。

このような場合においては、実施機関は、本件処分を取り消したとしても、本件

請求文書2の存在を確認できないことから、再度、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行うこととなるため、本件処分は、結論において妥当といわざるを得ない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書1及び本件請求文書2を作成又は取得していないため、これを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

実施機関は、本件請求文書を郵便料金のほか、他の項目も確認できる文書として捉えているところ、文書特定に際しては、行政文書開示請求書記載の「請求する行政文書の内容」を十分踏まえ、対象行政文書を特定することが望まれる。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23. 12. 8	・ 諮問を受けた。
平成30. 9. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成30. 9. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成30. 10. 1	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。(提出なし)
令和元. 8. 30 (令和元年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。
令和元. 9. 20 (令和元年度第6回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授